

令和7（2025）年度栃木県心のサポーター養成事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

令和7（2025）年度5月23日
栃木県保健福祉部障害福祉課

令和7（2025）年度栃木県心のサポーター養成事業業務を委託するに当たり、次のとおり公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施する。

1 委託業務の概要

- (1) 委託業務名
令和7（2025）年度栃木県心のサポーター養成事業業務委託
- (2) 委託業務の内容
別添「令和7（2025）年度栃木県心のサポーター養成事業業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和8（2026）年3月27日（金）まで
- (4) 委託契約金額の上限
2,563,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格要件

プロポーザルに参加できるのは、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札参加資格者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 栃木県競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、入札参加資格を有する、又は契約締結時まで取得する見込みであること。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止又は指名保留期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条第4号の規定に該当する者でないこと。
- (6) 類似業務に係る受注実績があり、確実に履行できる者であること。

3 プロポーザル実施の手続き

- (1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公表	: 令和7（2025）年5月23日（金）	
イ 実施内容等に関する質問受付期限	: 令和7（2025）年5月28日（水）	17時必着
ウ 質問に対する回答（ホームページ公表）	: 令和7（2025）年5月29日（木）	予定
エ 参加表明書等の提出期限	: 令和7（2025）年5月30日（金）	17時必着
オ 参加資格の確認通知	: 令和7（2025）年6月4日（水）	予定
カ 企画提案書の提出期限	: 令和7（2025）年6月11日（水）	正午必着
キ 審査会（書面）	: 令和7（2025）年6月17日（火）	予定
ク 審査結果の通知・公表	: 令和7（2025）年6月下旬	予定
- (2) 実施内容等に関する質疑及び回答

本要領及び業務委託仕様書の内容等について質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書(様式1)により受け付ける。

- ① 提出期限 令和7(2025)年5月28日(水)17時 必着
- ② 提出方法 電子メールにより、以下の7に記載のアドレス宛て提出すること
- ③ 回答期日 令和7(2025)年5月29日(木) 予定
- ④ 回答方法 質問に対する回答は、質問者に電子メールで回答するとともに、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、質問及び回答事項をとりまとめの上、栃木県公式ホームページ上に公表する。

(3) 参加表明書等の受付

プロポーザルへの参加を希望する者は、以下により関係書類を提出すること。

- ア 提出期限 令和7(2025)年5月30日(金)17時 必着
- イ 提出書類 参加表明書(様式2)及び参加資格確認書(様式3)
- ウ 提出方法 持参又は郵送により、以下の7に記載の提出先まで提出すること。
(持参の場合の受付時間は、平日の9時から17時まで)

※ 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに辞退届(様式任意)を提出すること。

※ 提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

(4) 参加資格の確認

参加表明書の提出者に対して、参加資格の確認を行い、その結果を通知する。ただし、企画提案書の受付期間において参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

- ア 通知日 令和7(2025)年6月4日(水)
- イ 通知方法 電子メール

(5) 企画提案書等の受付

企画提案書は、業務委託仕様書を熟読の上、以下により作成・提出すること。

① 企画提案書の作成

- ア 企画提案書は、原則としてA4判用紙を使用すること。なお、枚数に制限はない。
- イ 企画提案書の様式は任意とし、別紙「令和7(2025)年度栃木県心のサポーター養成事業業務委託公募型プロポーザル審査基準」を確認の上、必ず次の事項を含めて作成すること。なお、記載順序は任意とする。
 - (ア) 研修会の開催方法及び全体のスケジュールを提示すること。
 - (イ) 企画内容を遂行するための人員体制
 - (ウ) 10~20代及び行政職員を対象とした周知方法
 - (エ) 情報セキュリティ対策
 - (オ) 過去に教育関係機関と連携した業務実績
 - (カ) 過去に類似の業務を行った実績
 - (キ) 見積額(総額及び内訳を明記すること)
- ウ 企画提案書は1者1提案とする。
- エ 企画提案書の提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本1部を提出すること。
なお、見積書は必要な項目ごとに区別する(消費税等も区別する)とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

- ② 提出期限 令和7（2025）年6月11日（水）正午 必着
- ③ 提出書類 企画提案書（正本1部、副本6部）、見積書（正本1部）
副本に社名は記載しないこと。
- ④ 提出方法 持参又は郵送により、以下の7に記載の提出先まで提出すること。
（持参の場合の受付時間は、平日の9時から17時まで）
- ⑤ 注意事項
 - ア 企画提案書は、提出期限後の追加・修正・差し替えは一切認めない。
 - イ 提出書類は、審査に必要な範囲において複製を作成することがある。
 - ウ 栃木県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
 - エ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）に基づく情報公開請求の対象となり、開示することがある。

4 審査・選定方法

(1) 審査・選定方法

別に定める審査会において、審査基準に基づき、提出された企画提案書等の書類内容を審査基準に基づき総合的に審査し、最も優れた提案を行ったと認められる者を契約候補者として選定する。

応募申請が1者の場合は、審査を行った上で、一定の基準を満たした場合に契約候補者として選定する。

(2) 審査基準

別紙「令和7（2025）年度栃木県心のサポーター養成事業業務委託公募型プロポーザル審査基準」のとおり。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、審査後速やかに参加者宛て文書で結果を通知するとともに、栃木県公式ホームページ上に公開する。

(4) その他

審査会は非公開とし、審査結果に対する質問や異議申し立ては受け付けない。

5 契約手続

(1) 選定された契約候補者と契約締結の協議を行い、協議が整った場合委託契約を締結する。

(2) 契約締結の協議においては、企画提案内容を取り入れたものとするが、企画提案書の内容について追加、変更又は削除を求めることがある。

(3) 契約締結の協議が整わなかった場合は、審査結果の上位の者から順に協議を行う。

6 その他

(1) プロポーザルの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

(2) プロポーザル及び契約の手続き並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は日本円とする。

(3) 提出された書類は、返却しない。

(4) 次の場合は失格とする。

① 応募資格を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合

② 申請書類やプロポーザルの内容に虚偽があることが判明した場合

③ 見積書の金額が、1(4)の委託契約金額の上限を超える場合

④ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(5) 委託業務における制作物の著作権は、栃木県に帰属するものとする。委託契約期間終了後、栃木県

- が制作物を使用するにあたり制限がある場合は、企画提案書にその旨明記すること。
- (6) 企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。

7 企画提案書、質問書等の提出先、問合せ先

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20 (栃木県庁本館4階)

栃木県保健福祉部障害福祉課 精神保健福祉担当

電話：028-623-3093 FAX：028-623-3052

E-mail：syougai-seishin@pref.tochigi.lg.jp

(別紙)

令和7(2025)年度栃木県心のサポーター養成事業業務委託公募型プロポーザル審査基準

- 1 審査は、令和7(2025)年度栃木県心のサポーター養成事業業務委託公募型プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)の委員が行うものとする。
- 2 審査会委員は、公募型プロポーザル参加表明書を提出した者(以下「参加者」という。)から提出された企画提案書の内容を基に、次の項目及び配点により評価を行う。

審査項目		審査内容	配点
1	業務内容の理解度	本業務の目的及び業務内容を十分に理解しているか。	10
2	組織体制	提案内容を確実に遂行できる人員体制及びスケジュール等になっているか。	20
3	企画提案の優位性	開催方法や日時、実現可能性があり、年間500人の受講者を見込める企画内容となっているか。	20
		10~20代及び行政職員を対象とした、研修会の周知方法が企画に盛り込まれているか。	20
4	計画性及び実現性	過去に教育関係機関と連携した業務実績があるか。	10
		過去に類似の業務で実績があり、成果が期待できそうか。	10
		見積額は上限の範囲内で、明確かつ妥当な内容となっているか。	10
合 計			100

- 3 契約候補者の決定の手順は、次のとおりとする。
 - (1) 企画提案者の中で、最高点と評価した委員が最も多かった者を契約候補者とする。
 - (2) 該当する企画提案者が複数あった場合は、各委員による評価点の平均点が最も高い者を契約候補者とする。
 - (3) 上記(2)において、平均点が最も高い者が複数あった場合は、審査会で審議の上、契約候補者を決定する。
 - (4) 各委員による評価点の平均点が60点に満たない提案者は、契約候補者又は次点者になることができない。